

令和6年度 第2回 大阪市障がい者施策推進協議会  
精神障がい者地域生活支援部会 事前質問意見・回答 一覧

委員名	議題番号	関連資料	質問・意見の内容（原文）	質問・意見に対する回答	担当所属
羽室委員	(3)	資料3	3 ページ、4 ページに大阪市障がい者支援計画における精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築への取り組みについて記載いただいておりますが、令和6年度から障害者総合支援法の改正で地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務となっているかと思っております。大阪市においても各区での地域生活支援拠点の整備を進めている中で、一般相談支援（地域移行）についても拠点事業登録ができ登録をしている区もあります。これら地域生活支援拠点について、にも包括との連動や取り組みをどのように捉えているでしょうか	障がい者支援計画では、地域生活への移行を支援する仕組みづくりにおいて、地域活動支援センター等との連携や地域での受け皿確保を図るとしてまいります。地域活動支援センターをはじめ、地域生活支援拠点登録事業所とも連携し、引き続き地域移行支援の推進に取り組んでまいります。	こころの健康センター